



温故知新 編 第131回

発荷主・着荷主に新たな法規制案

大先生一同が注目する、3省（経済産業省・国土交通省・農林水産省）主催の「持続可能な物流を実現する検討会」で、発荷主・着荷主を対象とする新たな規制案が示された。トラックドライバーの働き方を改善するために、物流事業者だけでなく、荷主にも具体的な行動を義務付けようというものだ。「これはかなり効きそう」と一同から声があがる。

2024年問題も残すところあと1年

「今年も桜がきれいですね。先生方はお花見行きましたか？」

編集長が、大先生の事務所に顔を出すなり、弟子たちに声を掛ける。美人弟子が「はい、上野公園に行きました」と答える。大先生が編集長をかまう。

「花よりだんこの編集長が桜を愛でるなんて珍しいな。なんかいいことあったか？」

「別にいいことなんかありませんけど、私だつて桜は好きです。それはそうと、2024年問題も残すところあと1年になりました」

「だから何？」

思いもよらず、大先生に突っ込まれ、編集長が答えに窮する。大先生が苦笑して続ける。

「もう5年も猶予されてきたんだぞ。残業規制に引つ掛かるドライバーがいる会社はとつくに対処済みのはずだ。ただ、荷主の協力が必要な場合は、まだまだかもしれないな」

「あつ、先生、対処済みといつても、いろん

な会社がありますよ」

女性記者の言葉に大先生が興味深そうに女性記者を見る。女性記者が悪戯っぽい顔で答える。

「あるトラック業者さんに2024年問題について聞いたら、長時間になりそうな輸送依頼は下請けに回してしまうから、うちは大丈夫などとうそぶいていました」

「そんなやり方がいつまでも通用すると思うなよと言ってやればいい」

女性記者がうなずいて続ける。

「要するに、残業が960時間に規制され、それに対応して改善基準告示が改正されるわけですから、これまでと同じ仕事はできないというケースも出てきますね」

「何もしなければそうだけど、これまでと同じ仕事をするためにこそその対処だ。要するに、運転以外の待機や作業時間を大幅に減らすことが必要だ。そこは荷主の仕事だけだな」

「そうですね。何もしなければ、残業が960時間を超えそうな仕事の場合は、これま

■大先生 物流一筋30有余年。体力弟子、美人弟子の2人の女性コンサルタントを従えて、物流のあるべき姿を追求する。

■体力弟子 ハードな仕事にも涼しい顔の大先生の頼れる右腕。

■美人弟子 女性らしい柔らかな人当たりで調整能力に長けている。

■編集長 物流専門誌の編集長。お調子者かつ大ざっぱな性格ですげすげものを言う。

■女性記者 物流専門誌の編集部員。さちょうめんな秀才タイプ。

でと同じ仕事をするために、ドライバーの現行の労働時間を短縮することが必要になります。そのことを発着の荷主が理解することが第一ですね」

「そう、ただ長距離輸送の場合は、年間の残業時間規制や改善基準告示の改正で、それなりの影響が出そうだ。その意味では、中継輸送など新たなやり方に移行するのも対処法の一つだ」

大先生の言葉を受けて、体力弟子が続ける。「あるトラック業者の方に聞いたら、何とか長距離を続けたいので、発着での待機や作業の軽減を荷主にお願ひしてるけど、煮え切らない態度だそうです。自分の説明が悪いのかもしれないと言っていました。2024年問題に鈍感な荷主さんが少なからずいることはたしかです」

「まあ、そういう荷主もいるだろうな。ただ、そのときになって困るのは荷主自身だ。ドライバーの残業規制も改善基準告示も遵守が求められるものだから、ほかにやってくれるトラック業者などいない。そこを理解しないと……」

検討されている法規制の概要

「たしかに同感です。もう『トラック業者はおまえんとこだけじゃないぞ』なんて脅しは効きませんね。ところで、いままでの話と関連しますが、例の『持続可能な物流を実現する検討会』で提示されている法規制は興味深

いです」

「なんだ、またその話か……」
編集長の言葉に、大先生が興味なさそうな声を出す。

「またその話かって、一度取り上げたんですから、進展があればフォローしておかないと。それに、法規制の話が出てから、この検討会は業界では大きな関心事になってますから。こうなったら、最後まで追いかけます」

編集長がむきになって答える。大先生が苦笑しながら先を促す。

「それで、どんな進展があったんだ？」

「はい、2月に開催された第6回の検討会で法規制の案が示されました」

「省エネ法を参考にした案ですね。具体的にどんな内容でしたっけ？」

女性記者が先を促すように確認する。編集長が、なぜか嬉しそうに「よし、それでは説明してやろう」と言って、資料を手に解説を始める。

「検討会の資料では『新規措置案』と言っていますが、その対象になるのは、発荷主、着荷主、物流事業者の3者です。まず、発荷主に對する措置についてですが、考え方として『待機時間、荷役時間等の労働時間に資する措置及び納品回数の減少、リードタイムの延長等物流の平準化を図る措置』に関し、省エネ法を参考にして、引き渡す貨物の量が一定規模以上の発荷主事業者に対して中長期計画の作成・提出と報告義務を設けることが提示さ

れています」

「なんかわかりづらいけど、なんとなくわかります。それで、その措置案の内容は？」

女性記者が妙なコメントをし、先を促す。編集長が「おれも同感だ」とうなずき、「措置案は次の五つだ」と言って、読み上げる。

- ① 政府は、発荷主事業者の物流生産性向上（物流負荷軽減）の判断基準を提示
 - ② 政府は、特定発荷主事業者（輸送量が一定規模以上）を指定
 - ③ 特定発荷主事業者による物流生産性向上の中長期計画の作成と政府への提出義務（定期）
 - ④ 特定発荷主事業者による物流生産性向上の取組状況の政府への報告義務（毎年度）
 - ⑤ 取組が判断基準に照らして著しく不十分な特定発荷主事業者に對する勧告・命令
- 「最初に、物流生産性向上の判断基準を示すとありますが、それがベースになります。その概要も示されていましたよね？」
- 体力弟子の確認に、編集長がうなずいて、「はい、その内容はこのようになってます」と言って、資料を机に置く。そこには、以下のような内容が記されている。
- (1) 目標の設定
 - (2) 輸送の効率化に資する措置
 - ① 納品回数の削減

② 積載効率の向上

③ 商取引における物流コストの可視化

(3) 労働時間の削減に資する措置

① 荷積みに係る待機時間の削減

② 荷積みに係る付帯作業時間の削減

(4) 運賃の適正収受に資する措置

① 運送契約における運賃・料金の明確化

② 運送契約における契約条件の明確化

「要するに、物流効率化と労働時間削減、それに運賃の適正収受について、いつまでに、どのようにしますという計画を作って政府に提出する。そして、その取り組み状況の報告をしなければならぬということですね」

美人弟子の確認にうなずき、体力弟子が続ける。

物流管理統括者の登場

「そして、その実施についての責任者を選任せよということでしたね」

編集長が「そうなんですよ」と大きくうなずき、説明する。

「これも省エネ法の『エネルギー管理統括者』を参考にしたもので、以下のように言ってます。」

① 特定荷主事業者は、中長期的な計画の作成事務、物流生産性向上に関し、物流管理統括者を選任

② 物流管理統括者は、事業実施を統括管理す

る者をもって充てなければならない。(Ⅱ 役員)

③ 物流管理統括者の選任・解任について、発荷主事業所管大臣に届出

「なるほどー、なんか、これは効きそうですねー」

女性記者が妙な感想を述べる。大先生が「効きそうとは言いで妙だ。たしかに、責任者として指名され、大臣に届け出となると、その管理統括者に選任された役員はやるっきゃないという立場に置かれることになる。たしかに効きそうだ」と楽しそうに言う。それにかまわず、編集長が続ける。

「さて、発荷主に対する措置について説明しましたが、同じような内容の措置が着荷主にも適用されます。その措置内容や判断基準は発荷主に対するものと同じです」

「着荷主に対しても適用するというのは、これもまた効きそうです」

女性記者の言葉に苦笑しながら、美人弟子が話題を変える。

「ところで、特定事業者というのは、省エネ法の場合は、トンキロ数で決めていましたが、結局、これを踏襲するんでしょうか」

「だと思えます。でも、着荷主の場合は、トンキロは把握できないという声が強いですから、別の基準が必要となるんじゃないでしょうか」

「それと検討会の中でも言われていましたけ

ど、できるだけ多くの事業者を対象とすることも考えてくれという意見もありました」

そう言って、美人弟子がさらに編集長に確認する。

「物流事業者に対しては、多重下請け構造やドライバーの賃金に関する指摘がありましたね？」

編集長が「そうです。そこが大きなポイントです」と言って続ける。

「物流事業者については、『契約条件の明確化、多重下請け構造の是正等の運賃の適正収受に資する措置』というものが登場しています。これについては、多重下請けの現状を調査した上で検討するとあります」

編集長が「それと」と言って、資料を繰る。「これです。物流事業者が計画策定する判断基準の中に『ドライバーの賃金改善』という項目が入っています」

「それは絶対に必要です。ところで、多重下請け構造にかかわる調査をするということですが、どんな内容になるんですか？」

女性記者の質問に、さすがの編集長ももう疲れたのか、「こういう内容だ」と言って、資料を女性記者に渡す。編集長に代わって、女性記者が説明を始める。

「なるほど、アンケート調査とヒアリング調査をするんだ。アンケート調査は、全ト協を通じて会員企業に対して2月から始めてますね。今度の検討会あたりで結果が報告されるかもしれません」

「内容としては、荷主や元請け事業者との関係や下請け事業者との関係などについて聞くんでしたね？」

美人弟子の確認に、女性記者が「そうです。でも、結構難しいような内容です」と答えて、続ける。

「荷主や元請けとの関係では、あなたは何次の下請けか、下請けとして受託する理由は何か、それと運賃の収受状況などについて聞くことになってます。下請事業者との関係では、下請けに出す場合、自らが収受した運賃の何%で発注するか、下請けに出す理由、それから

トラックを持たない事業者、つまり水屋でしょうね、そこへの発注の有無や理由について聞くようですよ」

発着荷主、物流事業者への調査

「たしかに、ちゃんと答えてくれるか、難しいところはあるな」

編集長の言葉に女性記者が「でしょー」と答える。体力弟子が「でも、聞きたい内容ではありません」と応じる。

「それと、ヒアリング調査ですが、これは荷主、実運送事業者、利用運送事業者に対して、3月から行うとなっております。荷主に対しては、実際に運送する事業者の把握の有無や把握方法、その実運送事業者が何次の下請けかの把握状況、多重下請け構造によるトラブルの有無などを聞くようですよ」

「実運送事業者については多くの荷主さんが把握していると思いますが、それが何次の下請けかはわからないんじゃないでしょうか」
美人弟子の言葉に、みんなが「たしかに」とうなずく。女性記者が続ける。

「実運送事業者へのヒアリングでは、さっきのアンケート調査と同じように、真荷主、元請けとの関係性、下請事業者との関係性を聞くとなっております。アンケート調査の補完という感じですよ。利用運送事業者へのヒアリングでも、真荷主や元請け、実運送事業者との関係性を聞くとなっております」

「まあ、実際のところ、どこまで実態が把握

できるかわかりませんが、多重下請け構造にメスを入れる突破口にはなりそうです。期待したいですよ」

「はい、私も期待しています。先生は、あまり期待しているようには見えませんが……」
体力弟子の前向きな発言に、即座に編集長が同意を示し、黙って聞いている大先生に振る。

「いやいや、多分、このような調査は初めてのことだろうから、どんな結果が出るか興味深い」

「ですよ。この調査結果については、検討会で報告があるでしょうから、報告されたらまた紹介します」

そうやって、編集長が閉会を宣言した。



PROFILE

ゆあさ・かずお 1971年早稲田大学院修士課程修了。同年日通総合研究所入社。同社常務を経て、2004年4月に独立。湯浅コンサルティングを設立し社長に就任。著書に『物流とロジスティクスの基本』（日本実業出版社）『新しい物流の教科書』（PHP）『結果が出る物流とロジスティクス』（ナツメ社）ほか多数。湯浅コンサルティング <http://yuasa-c.co.jp>

Illustration©ELPH-Kanda Kadan